

財 關 第 1 1 2 0 号
令 和 2 年 12 月 28 日

各 稅 關 長 殿
沖縄地区税関長 殿

關税局長 田 島 淳 志

輸入植物等の通關の際における取扱い等について等の一部改正について

輸入植物等の通關の際における取扱い等について（昭和57年5月31日蔵關第626号）等の一部を下記のとおり改正し、令和3年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴關職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 輸入植物等の通關の際における取扱い等についての一部を次のように改正する。

別記様式1から別記様式5まで及び別記様式7から別紙様式10までをそれぞれ別紙1-1から別紙1-9までのように改める。

第2 輸入肥料の通關の際における取扱いについて（昭和59年3月17日蔵關第252号）の一部を次のように改正する。

別紙様式1から別紙様式7までをそれぞれ別紙2-1から別紙2-7までのように改める。

第3 水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通關の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵關第582号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 委託納付の手続等について（平成9年3月31日蔵關第271号）の一部を次のように改正する。

別紙2を別紙4のように改める。

第5 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）の一部を次のように改正する。

別紙2及び別紙4から別紙8までをそれぞれ別紙5-1から別紙5-6までのように改める。

第6 アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成13年3月29日財関第271号）の一部を次のように改正する。

別添1から別添3までをそれぞれ別紙6-1から別紙6-3までのように改める。

第7 農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成16年3月26日財関第330号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成18年2月1日財関第118号）の一部を次のように改正する。

別記様式3から別記様式8までをそれぞれ別紙8-1から別紙8-6までのように改める。

第9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際ににおける取扱いについて（平成26年11月19日財関第1186号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を別紙9のように改める。

第10 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際ににおける取扱いについて（平成30年2月27日財関第257号）の一部を次のように改正する。

参考様式第1から参考様式第4までをそれぞれ別紙10-1から別紙10-4までのように改める。

第11 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際ににおける取扱いについて（令和元年6月27日財関第862号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。